

鳥取中央有線放送株式会社ケーブルテレビ利用料金免除規定

鳥取中央有線放送株式会社ケーブルテレビ加入契約約款における利用料金免除の規定(以下「規定」という。)は、以下のとおりとする。

1. 減免範囲

ケーブルテレビ月額基本利用料金について全額免除とする。但し、別に貸出すデジタルチューナー(STB)の月額利用料金及び、同チューナーにおいて提供する全てのサービスの利用料金については、対象外とする。

2. 免除基準

(公的扶助受給者)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活扶助を受けている者が契約するケーブルテレビ加入契約。

(市町村民税非課税の障がい者)

(2) 別表1に掲げる障がい者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者が締結するケーブルテレビ加入契約。

3. 申請方法

鳥取中央有線放送株式会社ケーブルテレビ利用料金免除の申請を行おうとする者は、別表2に定めるケーブルテレビ利用料金全額免除申請書を提出しなければならない。

4. 免除期間

申請を受理した日の属する月の翌月から、7月末までとする。

5. 免除期間の更新

(1) 免除対象者が免除期間を更新する場合、免除期間満了日までに、別表3に定めるケーブルテレビ利用料金全額免除申請書【継続・消滅】を提出しなければならない。

(2) 免除期間更新申請の受付は、免除期間満了日より2か月前から行う。

(3) 免除対象者の責により、免除継続申請が行われなかった場合は、第2項に掲げる免除対象事由が消滅したものとみなし、免除対象外として取り扱う。以後、再申請が受理された場合に於いて、支払いのあったケーブルテレビ月額利用料金については、一切、返還しない。

6. 免除事由の消滅

免除対象者は、第2項に掲げる免除対象事由が消滅した場合は、速やかに別表3に定めるケーブルテレビ利用料金全額免除申請書【継続・消滅】を提出しなければならない。

7. 免除の強制解除

免除申請に係る書類について虚偽記載が判明した場合、及び、第2項に掲げる免除対象事由が消滅したことが判明した場合は、直ちに免除対象外とする。

特に、悪質と認めた場合は、全額免除として処理した期間のケーブルテレビ月額基本利用料金を別途、請求するものとする。

付 則

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

障がい者	(身体障がい者) 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障がい者
	(知的障がい者) 2 所得税法（昭和40年法律第33号）または地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された者
	(精神障がい者) 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者

別表2 免除申請における必要書類

免除事由	提出書類	規定条項
公的扶助受給世帯	ケーブルテレビ利用料金全額免除申請書（様式1）	第2項(1)
市町村民税非課税の障がい者	ケーブルテレビ利用料金全額免除申請書（様式2）	第2項(2)

別表3 継続申請・消滅申請における必要書類

免除事由	必要な証明書	規定条項
公的扶助受給世帯	ケーブルテレビ利用料金全額免除申請書（様式3） 【継続・消滅】	第5項(1) 第6項
市町村民税非課税の障がい者		